

平成29年 9 月20日

門真市議会議長

中道 茂 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第49号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 2 議案第50号 (仮称) 門真市立南認定こども園整備工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第55号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項

審査日：平成29年9月11日（月）

○議案第50号 （仮称）門真市立南認定こども園整備工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

平成29年3月24日門真市議会第1回定例会において議決のあった（仮称）門真市立南認定こども園整備工事請負契約について、契約金額「6億3815万6880円」を「6億4707万120円」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	工事の変更内容は。
答	交通誘導員の増員による増額及び労務費の賃金単価の上昇による増額の変更である。
問	なぜ交通誘導員を増員する必要が生じたのか。
答	当初は工事現場の出入り口のみ交通誘導員を配置する計画で、延べ254人を見込んでいたが、地域住民への説明会終了後に要望を受け、工事車両の通行経路変更に伴い、交差点付近の見通しや交通量等の状況を考慮し、安全対策についても検討を行った。その結果、門真消防署千石出張所付近の交差点や南認定こども園工事現場東側の交差点付近にもそれぞれ交通誘導員が必要であると判断し、延べ615人配置することになったためである。
問	労務単価の適用についての国の動きは。
答	国土交通省から29年2月10日付で、29年3月から適用する公共工事設計労務単価、いわゆる新労務単価が決定・公表され、新労務単価の適正な取り扱いなどに関する通知が、各自治体及び建設業団体の長に対して発出された。
問	同省からの同通知の内容は。また、本工事は新労務単価に変更する必要があったのか。
答	「29年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に契約を変更する。」というものであり、受注者の請求を受け、変更を行うものである。 本工事は、29年6月14日に、受注者から新労務単価変更の請求を受け、協議の結果、国の通知に該当する工事であることから、新労務単価の適用等を行うため、契約の変更を行うものである。
問	交通誘導員は、地域住民と協議して積算したのか。
答	設計段階では、交通誘導員の配置を市が想定し積算していた。第1回定例会の議決後に地域住民への説明会で交通誘導員の配置を含め安全対策、工事内容、工期等の総合的な説明を行った。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第55号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億366万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ560億3614万9000円とする。

また、地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：顧問弁護士委託料 137万6000円】

問	旧ダイエー跡地の移転補償費返還請求事件に係る顧問弁護士委託料の算定根拠は。
答	旧日本弁護士連合会報酬等基準を根拠としている。
問	同事件の判決の概要は。
答	本市の損失のもとで光亜興産らに不当な利益を得させるために行われたものとは認められないので、共同不法行為があったとは認められない。また、園部前市長の不法行為責任及び補償契約の有効性についても、移転補償費の算定に誤りがないので、不法行為が成立する余地はなく、補償契約は有効であるとの結果であり、全ての争点で本市の主張が全面的に認められた。
問	判決を受けての市長の考えは。
答	判決は、全面的に本市の主張が認められたものと受けとめているが、本事案が住民訴訟に至ったのは、当時、市民に行政に対する強い不信感を与えたためであると考えている。今後は、市民に信頼される透明性の高い行政運営に努めていく。
問	当時の意思形成過程が不透明であったと言うならば、今後のまちづくりにおける改善策は。
答	今後は、議事録等、物事の決まった過程がわかるものを残しつつ意思形成を固めていきたい。
問	園部前市長の主張をもとにした裁判、判決であったが、市長も同じ主張であるのか。
答	市としての裁判に対する姿勢が頻繁に変わるのはいくことと考えている。

【歳入：建物補償契約解除に伴う返還金（元本） 2127万8000円

建物補償契約解除に伴う違約金（利息） 73万8000円】

問	建物補償契約の解除に伴う返還金の内容は。
答	建物補償契約に基づき、除却工事費等に係る建物所有者の一時的な負担を軽減するため、借家人の退去に関する確約書を確認した上で、建物補償金の一部を前払い金として支払った。 しかし、建物所有者と借家人との移転交渉が難航し、契約期日までの建物の除却ができなかったため、建物補償契約を解除し、前払い金の支払い日から返還日までの日数に応じた利息を付した2201万6000円の返還を受けたものである。
問	市が受け取った返還金には、契約不履行による利息が含まれているが、その根拠は。
答	建物補償契約書には、建物所有者が建物を除却しないなど契約内容に違反した場合、市は契約を解除できるとともに、前払い金を支払っている場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて得た額の利息を付し市に返還する旨を規定している。
問	違約金に関する規定は理解できるが、例えばただし書きなどで、個別の事情を柔軟に酌み取れるようにはできないのか。
答	契約履行の確実性を高めるため、ただし書きなどによる柔軟な運用は困難であると考えて

いる。

問 借家人との移転契約と立ち退きの完了の前に所有者に補償したことが問題では。

答 建物の除却後に補償金全額を完了払いする契約方法では、除却工事や借家人の退去費用等を先行的に建物所有者に負担させることとなり、地権者等から自己資金不足のため、事業参画に踏み切れないとの意見や要望が多かったため、前金払いを実施している他市への聞き取りや顧問弁護士の意見を聞き、十分な調査・研究のもと、25年度から建物補償の前金払いを実施している。

前金払いをする際には、建物補償契約を締結する前に、建物所有者から前金払申出書を提出してもらい、前金払いの必要な理由や前金払いの用途、見積内容及び借家人の退去に関する確約書を確認した上で補償契約の締結をしていることから、問題はないと認識している。

問 建物所有者に借家人への補償金の支払い、借家人との交渉や説明を任せているため、今回、返還してもらうことになったのでは。

答 住宅市街地総合整備事業については、国の要綱事業であるため、市が強制的にできることではなく、手続は全て建物所有者の同意を得ながら進めている。借家人との交渉については、建物所有者が行うと同意しているので、民間で結ばれた契約の解除については市が立ち入るべきではないと考えている。

【歳入：社会資本整備総合交付金 △6328万9000円

都市整備基金繰入金 688万9000円

公共事業等債 △4670万円

地方道路等整備事業債 1億310万円

地方債補正：道路等整備 限度額 5640万円】

問 道路維持管理事業費及び橋りょう長寿命化事業に伴う国土交通省の交付金の内示が、本市の要望に対して大幅に減額となったため、事業実施のために市債をふやすなど、財源構成の変更の対応をとるものと認識しているが、同省の交付金制度の概要は。

答 同省の交付金は、個別事業ごとの補助金を廃止して一つの交付金に一括し、社会資本整備総合交付金として22年度に創設された。同交付金は、3年から5年間の社会資本総合整備計画を策定することで、その計画に位置づけられた事業の範囲内で国費を自由に充当できるものとなっている。

そのうち、インフラなどの老朽化対策や事前防災・減災対策、生活空間の安全確保等のメニューに特化したものに対する交付金として、防災・安全交付金が24年度の国の補正予算から創設されている。

問 5年先までの計画を同省に提出しているにもかかわらず、交付金が大幅減額となった要因をどのように考えているのか。

答 同省近畿地方整備局の道路事業の交付金に関する説明会では、全国の地方自治体からの国費要望額は年々ふえているものの、同省の予算確保が厳しい中で、全体としては前年並みの金額は確保し、計画内の事業の優先順位を考慮しながら、金額としては自治体ごとに前年度並みに配分した。また、長寿命化計画の策定等、幾つかの項目に対しては特に重点配分を行うなど、効率的な配分に努めたという説明であった。

そうしたことから、本市の交付金の額については、前年度をわずかに上回っているが、29年度の道路事業がふえていることから、要望に対する内示率が昨年より大幅に低くなったものである。

問 財源構成の変更による本市財政への影響は。

答 29年度では、交付金の減額に対して市債を追加し、都市整備基金繰入金を道路分で約550万円、橋梁分で約150万円、合計で約700万円の増額となるが、特定財源間での財源構成の変更であるため、一般財源負担の増減はない。

しかし、後年度については、交付税算入のない市債への振りかえを行うため、市債の償還期間である約10年間から15年間で、道路分として約5800万円、橋梁分として約900万円、合計で約6700万円の一般財源負担の増加を見込んでいる。

問 国の内示額が当初予算の見込み額よりも下がった場合には、財政的にも予算を執行する事業の見直しなどの精査をする必要があると考えるがどうか。

答 これまでも、本事案のようなケースがあった場合においては、改めて事業の緊急性・必要性に加え、複数年度による実施の可否、事業休止した場合の市民生活への影響等、さまざまな観点から検討し、対応を図ってきたところである。今後においても、これらの観点による総合的な判断に基づき、事業の推進を図っていきたいと考えている。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第49号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成29年9月20日

門真市議会議長

中道 茂 様

民生常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（生活保護法第78条に基づく費用徴収金請求に伴う訴えの提起について）
- 2 議案第54号 門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 3 議案第55号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項
- 4 議案第56号 平成29年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

審査日：平成29年9月12日（火）

○議案第54号 門真市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
（議案の内容）

大阪府の福祉医療制度の再構築による障害者医療費助成制度の変更及び老人医療費助成制度との統合に伴い、助成対象者の拡充等を行うとともに、所要の改正等を行う。

（主な質疑と答弁）

問	府における障害者医療費助成制度改正の趣旨及び本条例改正の概要は。
答	<p>高齢化の進展・医療の高度化に伴う医療費の増嵩等により、今後、所要額の増加が見込まれる中、持続可能な制度とする観点から福祉医療助成制度の対象者や給付の範囲をより医療を必要とする人へ選択・集中し、また、受益と負担のバランスを考慮した見直しがされた。</p> <p>本市としては、従前から府制度に合わせて事業を実施し、今般の府制度の改正に伴い、本条例の改正を行うものである。</p> <p>なお、制度改正により、これまでの障害者医療費助成制度と老人医療費助成制度は統合され、重度障がい者医療費助成制度となる。</p>
問	制度改正により、新たに対象となる人、対象外となる人は。
答	<p>64歳以下で精神障がい者保健福祉手帳1級所持者及び難病医療法の助成対象者のうち、障がい年金1級または特別児童扶養手当1級に該当する重度の難病患者に対象が拡充される。</p> <p>また、これまで老人医療費助成制度の対象となっていた精神障がい者保健福祉手帳1級以外の精神通院医療制度の対象者、重度以外の難病患者、結核患者が対象から外れることとなる。</p>
問	制度改正により、対象者の自己負担はどのようになるのか。
答	<p>1医療機関当たり、1日500円以内の負担に変更はないが、月2日であった月負担限度日数が廃止されるため、3日目以降も医療機関の窓口で負担することになる。また、これまで窓口負担がなかった院外調剤も1日500円以内の負担となる。</p> <p>なお、月額上限額については、1月2500円から3000円となり、超過額については後日償還する。</p>
問	対象外となる人の負担はどのようになるのか。
答	<p>今回廃止となる老人医療費助成制度の所得制限については、世帯の年間所得が259万円以下となっているから、対象者の大多数は市民税非課税世帯と考えられる。そのため、対象外となっても国の制度では、市民税非課税世帯で精神通院医療制度の対象者や重度以外の難病患者の場合、月額自己負担限度額は、所得に応じて2500円～5000円となり、また、結核患者の通院に係る医療費の自己負担は0.5割となるなどの負担軽減が図られる。</p> <p>なお、対象外となる人については、3年間の経過措置後に対象外となる。</p>
問	人工透析患者の負担はどのようになるのか。
答	<p>同患者は、週3回、月12回程度の人工透析及び月4回程度の院外処方薬を受けていると考えられることから、月8000円程度の負担になることが想定される。</p> <p>このことから、現制度では1医療機関当たり1日500円以内、月2日限度の実質1000円の</p>

負担であったものが、制度改正後は8000円程度の負担となるが、月額上限額である3000円を超過した額は、申請により後日償還することになる。

問 月2日であった月負担限度日数の廃止により、月額上限額を超える人が増加し、市民の償還払い手続に係る負担が大きくなると思われるが、その対策は。

答 これまで毎月手続が必要であった償還払いについては、システム改修を行うことで、口座情報の登録をすれば、システム上で毎月のレセプトを確認し、自動的に償還できる仕組みにすることにより、市民の負担軽減に努めたいと考えている。

問 制度改正についての市民周知の方法は。

答 29年10月の障がい者医療証の更新案内に制度改正に関する案内も同封して送付することを初め、市広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を最大限活用し、できるだけ早期にかつ丁寧な周知に努める。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第55号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億366万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億3614万9000円とする。

また、地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：障がい者自立支援給付支払等システム改修業務委託料追加分 615万6000円】

問 30年度より障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正されるがその趣旨は。

答 30年4月1日より施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律は、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するとともに、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図ることを目的としている。

問 システム改修の内容と法改正による市民の負担の変化は。

答 30年度より地域生活を支援する自立生活援助、就労定着に向けた支援を行う就労定着支援、居宅訪問型の児童発達支援など、新たなサービスが創設されること、重度訪問介護の訪問先の拡大、高額障がい福祉サービス等給付費の支給対象の拡大等がされること、また、内容は未確定であるが30年度に報酬改定がされることから、システム改修を行うものである。
なお、法改正による市民の負担額の変更はなく、市民税非課税世帯の人が障がい福祉サービスを利用する場合は引き続き、自己負担は発生しない。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、承認第6号及び議案第56号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

平成29年9月20日

門真市議会議長

中道 茂 様

文教こども常任委員会

委員長 池田 治子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第51号 門真市立幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 2 議案第52号 門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 3 議案第53号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 4 議案第55号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：平成29年9月13日（水）

○議案第51号 門真市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

（議案の内容）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定に基づき、門真市立幼保連携型認定こども園を設置する。

（主な質疑と答弁）

問	砂子みなみこども園の定員は、南幼稚園と南保育園の定員からどのように増減するのか。
答	<p>同こども園の定員については、現在の南幼稚園と南保育園の在園児分を確保し、待機の多い0歳児から2歳児は保育定員を拡充し、全体で260人の定員とするべく、今後、規則で定めていく。内訳としては、まず、1号認定の保育定員については、現在の南幼稚園の定員が130人に対し、29年度の園児数が32人であることや近年の定員充足率が30%程度で推移していることなどを考慮し、5歳児35人、4歳児30人と設定し、就労状況の変化等により2号認定から1号認定に切りかえを希望される人のために、3歳児5人の定員を設定し、合計70人の定員と考えている。</p> <p>また、2・3号認定の保育定員については、現在の南保育園の定員が180人に対し、0歳児から2歳児の定員を10名拡充し、0歳児は12人、1歳児20人、2歳児36人、3歳児40人、4歳児40人、5歳児42人の合計190人の定員とすることで、現在、利用している園児の受け入れを確保した上で、一定の待機児童解消を図っていこうと考えている。</p>
問	市の通園バスに対する考え方は。
答	<p>現在、南幼稚園及び大和田幼稚園で運用している通園バスについては、公立幼稚園の再構築の際、廃園となった公立幼稚園近辺に居住する人の安心・安全な通園手段を確保するため、26年度から実施している。</p> <p>このことから、幼稚園と認定こども園の違いはあるが、これまでの利用状況等を踏まえ、引き続き、1号認定の児童を対象とし、現在と同様の運行経路及び料金で実施していきたいと考えている。</p>
問	同こども園における5歳児の無償化の対象とならない経費は。
答	<p>29年度から5歳児を対象に実施している幼児教育・保育・療育の無償化については、月々の保育料に当たる利用者負担を無償にするものであることから、その他の実費負担に係る経費や各種子育て支援サービスを利用する際の利用料等は別途負担してもらう必要がある。</p> <p>同こども園では、制服や教材等の実費負担のほか、3歳以上の園児の給食に係る費用、延長保育を利用する際の利用料等が別途必要になる。</p> <p>なお、現在、南幼稚園及び南保育園を利用している園児が、同こども園を引き続き利用する際は、制服や教材等に新たな負担が生じないように、現在使用中のものを使えるよう配慮する。</p>
問	市民への説明会の概要は。

答	<p>同こども園の開設について、市民向け及び南幼稚園、南保育園の保護者向け説明会を8月21日から9月1日までに計5回実施し、合計約70人の保護者が参加した。この説明会において、同こども園の概要や1日の生活の流れ、年間行事予定等の説明を行った。</p> <p>また、保護者向け説明会を欠席した保護者へは、園を通じて当日の説明資料を配布した。</p> <p>今後、説明会時に出された質問への回答についても、できるだけ早く市ホームページなどを通じ周知していきたいと考えている。</p>
問	<p>定員260人の規模は、保育園としては大きいと思うが、なぜ、この規模なのか。定員260人を超える府内の施設の状況は。</p>
答	<p>同こども園の定員については、現在の南幼稚園と南保育園の在園児分を確保するとともに、待機が多い0歳児から2歳児について保育定員を拡充し、全体で260人の定員とするもので今後、規則で定めていく。</p> <p>また、府内で260人の定員を超えるのは、28年度時点で私立の施設で約30施設あることから、特段に定員規模が大きい施設とは考えていない。</p>
問	<p>1号認定と2号認定のクラス編成は。</p>
答	<p>1号認定と2号認定の園児を合同でクラス編成する予定としており、市内の他の施設でも、全て合同でクラス編成していると聞いている。</p>
問	<p>職員の配置基準と資格要件は。</p>
答	<p>職員の配置基準は、現在の公立保育所と同様、0歳児は3対1、1歳児は5対1、2歳児は6対1、3歳児は20対1、4歳児は25対1、5歳児は30対1を予定している。職員の資格要件は、経過措置はあるものの原則として幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有した保育教諭を配置することとしている。</p>
問	<p>1号認定の園児の給食はどのようにするのか。</p>
答	<p>1号認定の園児の給食は、2号認定の園児と同様に提供する予定であるが、保護者の希望により、弁当を持参する選択も可能とする予定である。</p>
問	<p>施設の安全面については、どのような点に配慮したのか。</p>
答	<p>建物全体で十分な耐震性、防火性及び防犯性を確保するとともに、園舎の中央に3歳未満児専用の中庭園庭を配置し、3歳以上児と未満児の遊びのスペースを区別することにより、安全なスペースを確保し、小さな子どもたちも伸び伸びと過ごせるように配慮したほか、既存施設等の安全対策や現場職員の意見等も踏まえつつ、園児の各年齢に応じた安心感のある施設環境とするべく、指詰め防止や転落防止等、必要な対策を講じる予定である。</p>
問	<p>登降園時の安全面については、どのような点に配慮したのか。</p>
答	<p>原則として車での登降園は禁止とし、正面出入り口の西側に自転車駐輪場を設置している。なお、正面出入り口の東側に緊急対応用の駐車場を設置しており、歩車の動線を分離することで駐車場の出入庫の際の視界が確保しやすく、歩行者への安全配慮に資するものとしている。</p>
問	<p>開設当初、通用門等に警備員や駐輪整理員を配置することは考えていないのか。</p>
答	<p>具体的な方策については、オープンに向けて検討を進めている。</p>
問	<p>待機児童が発生している現状において、南保育園は保育所として存続させるべきではないか。</p>

【答】 本市の待機児童は、0歳児から2歳児を中心に発生しており、小規模保育事業の新規開設や既存事業者の定員拡充により、待機児童の解消に向けた取り組みを進めることとしていることから、現時点において、同園の存続は考えていない。

(その他の質疑項目)・条例に出席停止等の条項を盛り込んだ理由 など

(討論) 反対討論あり

(結果) 可否同数で委員長裁決の結果、可決

○議案第52号 門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

大阪府の福祉医療制度の再構築による乳幼児医療費助成制度の変更に伴い、助成対象医療費に訪問看護療養費を加える等とともに、所要の改正等を行う。

(主な質疑と答弁)

【問】 条例改正の概要は。

【答】 府の福祉医療費助成制度の再構築が実施され、精神障がい者や難病患者、DV被害者への対象拡充が図られた一方で、制度維持の観点から対象者や給付の範囲をより必要な人へ選択・集中させるとともに、受益と負担の適正化が図られたことを受け、改正するものである。主な改正点は、支給対象となる医療費に訪問看護療養費を含めるとともに、精神病床への入院に係る給付を除いたものである。

【問】 同療養費が支給対象となる医療費に含まれた理由は。また、市民が訪問看護を利用する場合、どのような手続をすればよいのか。

【答】 同療養費は、従前からあった重度障がい者訪問看護利用料助成制度が廃止されることに伴い、府の福祉医療費助成制度において、助成対象としたことによるものである。また、市民が訪問看護を利用する場合は、医師による指示書に基づき医療保険内で療養を受けた場合、医療証を提示することにより、自己負担額のみで利用することができる。なお、自己負担額は、一つの医療機関・訪問看護ステーションを利用した場合、1日500円以内で、月に2日が限度となるが、複数の医療機関・訪問看護ステーションを利用した場合の月の上限額は2500円となる。

【問】 精神病床の入院給付が医療費助成の対象とならなかった背景は。

【答】 精神病床への入院の取り扱いについては、国の入院医療から地域生活中心へという取り組みとの整合性等も背景にあり、また、精神医療の専門家の意見や精神病床入院患者の入院実態等から、3カ月限定での助成が望ましいものの、現時点においては、入院履歴を把握する仕組みがなく、市町村において償還払いなどの事務処理が相当量発生することが想定されたことなど、さまざまな課題があることから、今回の再構築では助成の対象から除かれ、引き続き検討することとされたものである。

【問】 精神病床入院の対象者数は。

【答】 診療の審査機関である社会保険診療報酬支払基金等から送付されるデータには、詳細な区分がなく、正確な数を把握することは困難である。

【問】 制度改正内容の周知方法は。

【答】 府から大阪府医師会や歯科医師会等へ説明会が行われており、ポスター・チラシの作成や

府政だよりへの掲載、保健所への情報提供が行われる予定で、本市としても、広報紙・ホームページなどでの周知を図っていきたいと考えている。

(討論) 反対討論あり

(結果) 可否同数で委員長裁決の結果、可決

○議案第53号 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

大阪府の福祉医療制度の再構築によるひとり親家庭医療費助成制度の変更に伴い、助成対象医療費に訪問看護療養費を加える等とともに、所要の改正等を行う。

(主な質疑と答弁)

問 条例改正の主な内容とその理由は。

答 府の福祉医療費助成制度の再構築が実施され、精神障がい者や難病患者、DV被害者への対象拡充が図られた一方で、制度維持の観点から対象者や給付の範囲をより必要な人へ選択・集中させるとともに、受益と負担の適正化が図られたことを受け、改正するものである。
主な改正点は、ひとり親家庭医療費助成制度の対象者に、老人医療費助成制度の対象者であった65歳以上の者を含めること、また、支給対象となる医療費に訪問看護療養費を含めるとともに、精神病床への入院に係る給付を除いたものである。

(討論) 反対討論あり

(結果) 可否同数で委員長裁決の結果、可決

○議案第55号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億366万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億3614万9000円とする。

また、地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：帰国渡日児童生徒受入体制整備支援事業費補助金 104万1000円】

問 渡日児童・生徒の対応及び学習支援のため、自立支援通訳者を採用しているが、その採用条件や基準等はどのようなものか。

答 現在、自立支援通訳者として中国語、英語、フィリピン語を含む7カ国語、14人を登録している。登録の際には面談を行い、学校教育に対する理解があり、教育現場の支援にふさわしい人物であるかを判断した上で、自立支援通訳として派遣している。

問 7カ国語以外の外国語を母語とする児童・生徒の編入時の対応は。

答 本市と同様に通訳派遣を行っている府内の市町村教育委員会へ紹介を依頼することや、公益財団法人大阪府国際交流財団(O F I X)に当該言語の通訳者の在籍を問い合わせている。

【歳出：奨学金事業 奨学金減額分 △66万円】

問 奨学金事業において、66万円の減額補正の概要は。

答 29年度の本市奨学生は、新規申請者45人を含む115人を見込んでいたが、新規申請者が想

定を下回る38人であり、選考・審査の結果、認定数は36人であった。また、2年生のうち2人が資格喪失となり、最終的に計104人となった。その結果、当初予定より11人少なくなったため減額補正を行ったものである。

問 本市奨学生の新規認定者数及び全奨学生数の過去2年間の推移は。

答 27年度は、全学年で98人を認定し、うち1年生が31人、28年度は、全学年で107人を認定し、うち1年生が39人である。

問 親元から離れ、府外の高校へ進学している生徒は門真市奨学金の給付対象とならないのか。

答 門真市奨学条例第2条において、奨学生の資格として、「本市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により記録されていること。」と規定されている。そのため、本市より転出して府外の高校へ進学した場合、現行の条例においては、奨学生の資格を有しておらず、給付の対象外となる。なお、現在、本市に在住し、府外の高校や専門学校等に在籍している場合は給付の対象となる。

問 給付対象を拡充してはどうか。

答 現在開催している門真市魅力ある教育づくり審議会において議論していく。

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決